

新潟空港海外研修・交流団体旅行促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会会長（以下「会長」という。）は、新潟空港の利用促進を図るため、旅行会社が、新潟空港を利用した海外への研修・交流団体旅行を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた国内の事業所（本社、地区営業本部、支社、支店、営業所）とする。

(交付対象)

第3条 補助金の対象となる旅行（以下「対象事業」という。）は、新潟空港を利用した募集型企画旅行又は受注型企画旅行で、団体旅行運賃を適用した団体旅行とし、次のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 旅行会社が企画・実施する海外への5名以上の団体旅行であって、研修や交流のメニューを含む旅行であること。
- (2) 申請日以降に、旅行会社が募集又は受注する旅行であり、申請年度の3月31日までに実施・完了すること。

(交付基準)

第4条 補助金の交付金額は、送客一人につき3,000円とする。ただし、特に会長が必要と認めた場合は別途定める額とする。

- 2 本条第1項に定める交付金額は、申請一件あたり300,000円を限度とする。ただし、研修や交流の内容が学生等の修学旅行又は研修旅行の場合、申請一件あたり600,000円を限度とする。なお、前項のただし書きを適用する場合は、上限を別途定めるものとする。
- 3 新潟空港を片道利用する場合、本条第1項に定める交付金額は、「3,000円」とあるのは「1,500円」と読み替える。また、本条第2項に定める金額は、「300,000円」とあるのは「150,000円」と、「600,000円」とあるのは「300,000円」と、それぞれ読み替える。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他会長が必要と認める事項。

(交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する日までに補助金交付申請書(別記第1号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、各補助対象者について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象者については、この限りではない。

(変更の交付申請)

第7条 第5条の(1)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、事業計画変更承認申請書(別記第2号様式)を、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の承認をするとき、必要に応じ交付決定を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第5条の(1)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金の増額を伴わない20%以内の補助金変更の場合
- (2) 研修の目的、内容に変更が生じない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条の(2)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)を、会長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第5条の(3)の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業の完了の日から30日以内に、実績報告書兼補助金請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書兼補助金請求書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書兼補助金請求書を提出した後において、消費税等の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助対象者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに会長に報告するとともに、会長の納入通知書を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 会長は、前条に規定する実績報告書兼補助金請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

- 2 会長は、前項の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払請求）

第13条 会長は、補助対象事業者から前条に規定する場合以外で補助金の概算払請求書（別記第6号様式）の提出があつた場合、その内容を審査し、やむを得ないと認めた場合は概算払いをすることができる。

（交付決定の取消）

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業が中止されたとき
- (2) 期間内に事業を遂行する見込みがないとき
- (3) 第3条に規定する交付対象の要件を満たさなくなったとき
- (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (5) 交付申請の内容と事業の実績が著しく異なるとき

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。